

佐賀県告示第 239 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更する旨の届出があった。

令和 3 年 7 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地		変更年月日
訪問看護ステーション ンデューン武雄	旧	武雄市武雄町大字富岡 8525 番地 1 中号	令和元年 12 月 14 日
	新	武雄市武雄町大字富岡 328 番地中号	
ラパン訪問看護ステーション	旧	佐賀市川副町大字鹿江 670 番地 8	令和 2 年 3 月 1 日
	新	佐賀市川副町大字鹿江 628 番地 3	
訪問看護ステーション ゆうあい	旧	鹿島市大字高津原 2962 番地 1	平成 22 年 6 月 5 日
	新	鹿島市大字高津原 4306 番地	